

臨時調査手数料の額と徴収方法
(税込価格)

I 臨時調査手数料の額

1. 臨時調査・再検査手数料

	区分	金額
1	再検査手配費用	15,400 円/1 件
2	書類審査費用	9,900 円/1 件
3	実地検査費用	26,400 円/1 件 2 日以上実地検査がかかった場合の 2 日目以降の日当 26,400 円 旅費は、定期調査の規定に準じる
4	事務職員同行費用	特別な理由により、当会事務職員の同行が必要と判断される場合について、1 名分の旅費交通費実費
5	判定業務費用	3,300 円/1 件

注)特別な理由の事例としては以下のものとするが、これ以外のケースもありうる。

・農林水産省または農林水産消費安全技術センターから、当会に対し不適合についての調査の指示をうけ、当会がその報告をする必要が生じた場合

・上記料金は、認証事項が変更になった場合で、現地訪問による評価が必要な場合に適用される。

(例: 圃場の追加申請、保管施設の追加確認等)

・認証事項が変更になった場合で、現地訪問による評価が不要なものには適用されない(例: 責任者の交代による経歴要件の確認等)

2. 無料で行う調査

調査漏れ等、当会の責により発生する臨時調査、再検査、その他前項に該当しないと代表理事が判断する訪問調査の場合は、手数料は当会の負担とする。

3. 無通告調査手数料

定期調査に該当しない、範囲限定の無通告調査の手数料は徴収せず、当会の負担とする。

無通告調査を定期調査に帰る場合は、別表 3 の手数料を徴収する。

[手数料加算に関する特別規定]

1. 標準処理期間を短縮する場合の特別規定

申請者からの申し出により、業務規程で定めた当会の標準処理期間を短縮して調査手続きの前倒しの依頼があった場合、事務工数の増加分として、事務手数料、判定料を倍額とし、かつ検査手数料を50%加算する。

2. 海外で検査する場合の特別規定

海外における検査は検査料金に海外手当 22,000 円/日を加算する
(日本人による海外検査、外国人による外国での検査の両方に適用する)。

3. 外国生産行程管理者、外国小分け業者の使用言語に関する特別規定

当会は、日本語による事業者との通信を前提とし、相手側に通訳等の手配がなく、当方にて翻訳等の事務を希望する場合、事務工数の増加分として、全費用項目を50%加算する。
(但し、検査委託が外国の検査機関である場合で日本語以外の報告書が当会に提出される場合の翻訳は申請者には求めない)

II 臨時調査手数料の徴収方法

1. 請求の時期

上記 I にて定めた調査手数料は、調査が終了しないと確定しない実費部分があるので、請求は判定員の判定結果がでた段階で、一括請求するものとする。

判定結果が出た時点で、当会は速やかに請求書を作成し、送付する。

2. 支払い期日及び支払い方法

支払い基準は、原則として、請求書到着日の月末締め切り翌月末日までに当会の指定口座へ現金振込みにて入金するよう認証事業者に要請する。

認証事業者の通常の支払い基準が、上記の支払いサイトよりも長い場合は、認証事業者の申し出によりその支払い基準を認める。但し、この場合、現金振込み以外の方法(例:手形など)は認めない。

以上